

## 第10章 コンパクトシティの実現に向けて(中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項)

### 10-1 上位・関連計画での方針

#### (1) 第3次静岡市総合計画

1-3「上位・関連計画との関連」記載のとおり、第3次静岡市総合計画の都市・交通分野において、「静岡・清水両都心、東静岡副都心は、商業、業務、医療、情報などの都市機能を持ち、今後も静岡県中部地域の中核機能を担いつつ、コンパクトシティの核としての役割を果たしていくことが求められています。」等とし、コンパクトシティの実現に向けた方針を示している。

#### (2) 静岡市都市計画マスタープラン

同じく1-3記載のとおり、静岡市都市計画マスタープランにおいて、「これまでの人口増加にともなう都市(市街地)の拡大を前提とする都市整備から、更新期を迎えている都市空間を重視し、将来人口に見合ったコンパクトかつ市全体でバランスのとれた都市構造へと更新する必要があります。」等とし、コンパクトシティの実現に向けた方針を示している。

※静岡市は現在、新たな都市計画マスタープランを策定中

#### (3) 静岡市都心地区まちづくり戦略

同じく1-3記載のとおり、静岡市都心地区まちづくり戦略において、「静岡市は、市街地周辺の良質な自然環境を保全し、東西の交通軸を中心に比較的コンパクトな市街地を形成してきましたが、将来に向けては、地球環境にやさしく、公共サービスの維持・向上等のために、更なる集約的都市構造への取り組みが必要となります。また、広域を含めた都市づくりをリードしていく顔となる拠点、民間投資の効果を波及していける起爆剤となる拠点等を明確に位置づけ、集中的な投資と時代のニーズにあった魅力や機能を高めていく取り組みが重要です。」等とし、コンパクトシティの実現に向けた方針を示している。

### 10-2 都市計画手法の活用

静岡市は、コンパクトな都市構造や郊外への無秩序な市街地拡散を防ぐ趣旨から、H23に市内の準工業地域全域(約1631ha)に対して、都市計画法に基づく「特別用途地区(大規模集客施設制限地区)」を指定し、また同地区内では大規模集客施設の建築等を禁止する旨の条例を制定することにより、準工業地域においても床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限している。

### 10-3 都市機能の集積状況

1-5「中心市街地の状況」記載のとおり、2地区には多様な都市機能が集積している。これらの既存ストックを最大限に活用し、2地区の活性化を推進する。



## **(2) コンパクトシティ実現に向けた主要事業**

---

2地区に多様な都市機能の整備・集積を図る事業のうち、主要なものとして次の事業を実施する。

### **【静岡地区】**

- ◎静岡市歴史文化施設建設事業
- ◎静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業
- ◎静岡七間町地区優良建築物等整備事業
- ◎駿府城公園再整備事業（天守台発掘調査公開事業）
- ◎市営浅間団地跡地利活用事業
- ◎森下小学校改築事業
- ◎森下児童クラブ整備・運営事業
- ◎静岡赤十字病院増改築事業
- ◎市上下水道局移転・運営事業
- ◎静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター移転・運営事業
- ◎鈴木学園中央調理製菓専門学校移転・運営事業
- ◎立地適正化計画推進事業

### **【清水地区】**

- ◎（仮称）清水区本郷町大規模小売店舗跡整備事業
- ◎立地適正化計画推進事業
- ◎清水港海洋文化拠点調査事業